

## 人権ふれあいセンター指定管理業務

人権ふれあいセンターの利用者サービスの向上とより効果的、効率的な管理運営を図るため指定管理者制度を導入します。平成26年度から5年間の予定で指定管理者が人権ふれあいセンターの管理運営を行っていきます（平成26年度は準備期間）。この制度の導入により民間のノウハウを活用した効率的な施設の運営と利用者サービスの向上などを進めていきます。